

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正内容

改定の趣旨

- 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症対策における保健所等の役割の重要性が再認識され、その体制強化が課題となった。
- このような状況を受け、令和3年1月の第43回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会にて、保健所の機能強化や人材育成のための体制構築等を指針に盛り込むことを内容とした「改定の方向性」が了承された。
- 今般の指針改定は、この「改定の方向性」をベースにして、この2年間、新型コロナウイルス感染症の拡大が断続的に生じている中、事務連絡でお示した取組事項等を踏まえつつ、現時点において、特に地域保健対策の推進の基軸とすべき事項の全体像をお示しするもの。
- なお、中長期的な観点からの地域保健行政のあり方については、現在の感染拡大の収束後、この間の対応から得られた教訓及び成果を検証し、改めて指針の改正を検討する。

改定のポイント

- 自治体で確保すべき健康危機管理体制として「感染症のまん延に備えた体制構築」を明記。
- 保健所の運営に関する基本的事項として、感染症に関する機能強化や人材確保等を規定。
 - ・感染症業務に従事する保健師の継続的な確保
 - ・平時から健康危機時の全庁的な人員体制を検討・準備
 - ・健康危機時における感染症対策以外の業務の縮小の検討
 - ・地域の専門人材を応援職員として派遣する仕組み (IHEAT) の構築
- 令和4年2月1日に告示・適用。